

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R5. 3. 9	R5. 4. 3	東京都立中央・城北能力開発センターで発生したモラルハラスメントおよびいじめの調査に関する確認書類一式 (1) 事実確認書類 (2) ヒアリング資料 (3) その他参考資料				1				1				1			(7条2号) 公にすることで関係者である個人が特定される恐れがあるため。 (7条6号) 都の調査手法が公になることで、今後の適切な情報収集が困難となり、センターの運営に支障を及ぼす恐れがあるため。	産業労働局中央・城北能力開月センター
2	R5. 2. 21	R5. 4. 12	「OKINAWA FES 2023」における東京都後援名義の使用について（承認）	18		1					1	1	1					(7条2号) 個人の氏名に関する情報で、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため。 (7条3号) 実際、どのような企画内容で実施されるか未定な中で、企画内容と実際の内容が異なることが想定され、当該情報を開示することで、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。実行委員会の事業運営に関する内部管理情報であり、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 (7条4号) 偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部企画課
3	R5. 4. 3	R5. 4. 12	令和5年度特別就労対策事業実施計画表	1		1									1			(7条6号) 今後の契約に関する情報であり、入札事務の公平性が損なわれ、事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	産業労働局雇用就業部就業推進課
4	R5. 2. 16	R5. 4. 17	・外国人起業家の資金調達支援事業実施要綱の制定について ・令和4年度外国人起業家の資金調達支援事業実施計画の策定について	10	1														産業労働局金融部金融課
5	R5. 2. 16	R5. 4. 17	・令和3年度「外国人起業家の資金調達支援事業」補助金の支出について（第4四半期・概算払） ・令和3年度「外国人起業家の資金調達支援事業」補助金の額の確定について ・令和3年度「外国人起業家の資金調達支援事業」補助金の額の精算について ・「外国人起業家の資金調達支援事業」令和4年度補助金の支出について（第4四半期・概算払）	22		1						1	1					(7条3号) 計理などの事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため。 (7条4号) 偽造防止のため。	産業労働局金融部金融課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課 等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R5. 2. 17	R5. 4. 17	・東京観光大使の設置について（東京観光大使設置要綱） ・「東京観光大使」の選定について ・「東京観光大使」への就任について（依頼） ・「東京観光大使」の任命について	73		1					1		1						（7条2号） 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため。 （7条4号） 偽造等、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局観光部企画課
7	R5. 2. 17	R5. 4. 18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（第5回～第19回）				1					1							（7条3号） 当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由などが損なわれると認められるため。	産業労働局総務部企画調整課
8	R5. 3. 6	R5. 4. 18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（第5回～第19回）				1					1							（7条3号） 当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由などが損なわれると認められるため。	産業労働局総務部企画調整課
9	R5. 3. 7	R5. 4. 18	時短協力金申請のうち各申請回における誓約書						1			1							（7条3号） 請求文書の存否を答えるだけで、当該事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由などが損なわれると認められるため。	産業労働局総務部企画調整課
10	R5. 4. 7	R5. 4. 21	東京都が漁業監視業務等について委託契約を結んでいる東京都漁連所属船（八幡丸、複数あり）による本年1月から3月までの期間の業務報告（活動の根拠となる相手方との契約書を含む、また、業務に関連した海上保安庁との話し合い、漁業者への聴き取りなどの記録も含む。）						1						1				（7条6号） 存否を公にすることにより、漁業取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	産業労働局農林水産部水産課
11	R5. 2. 28	R5. 4. 28	・令和2年度以降、労基署若しくは人事委員会に提出した協定届、協定書及び起案文書 ・過半数組合若しくは労働者の過半数代表者であることを確認した書面	1		1					1								（7条2号） 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため。	産業労働局総務部職員課